

## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章における良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、重点景観計画区域と一般景観計画区域について、それぞれ届出対象行為とその制限に関する事項(景観形成基準)を定める。

### 1. 重点景観計画区域

#### (1) 届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化を基調とし、歴史的風合いを醸し出す良好な景観の形成を図るため、次の行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

##### ①建築物

全ての建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

##### ②工作物

全ての工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

##### ③その他の事項

景観法第16条第1項第4号に基づいて条例で定める項目

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更※
- ・木竹の伐採※
- ・公衆観覧用夜間照明※

※ 景観形成地区においては、以下の行為は届出対象外とする。

- ・「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更」について、対象面積が200㎡未満のもの
- ・「木竹の伐採」について、高さ1mでの幹周りが1m未満のもの
- ・「公衆観覧用夜間照明」

## (2) 届出対象行為の制限に関する事項（景観形成基準）

重点景観計画区域は以下のとおりとする。

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
伝統的建造物群保存地区	※1 堀内伝建地区	文化財保護法第 143 条の規定に基づき市が指定した区域
	※1 平安古伝建地区	
	※1 浜崎伝建地区	
	※1 佐々並市伝建地区	
国指定史跡地区	※2 萩城跡地区	文化財保護法の規定に基づいて、国が指定した史跡を含む区域
	※2 萩城城下町地区	
歴史的景観保存地区	①堀内地区（→P39～41）	歴史的に貴重な景観が象徴的に現われている区域 （旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区）
	②今魚店地区（→P42～43）	
	③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区（→P44～45）	
	④大照院周辺地区（→P46～47）	
	⑤藍場川及び藍場川周辺地区（→P48～49）	
	⑥南明寺境内及び参道地区（→P50～51）	
	⑦藍玉座跡土塀地区（→P52～53）	
都市景観形成地区	⑧土原新川線沿線地区（→P54～55）	新たに優れた都市的景観を形成すべき区域 （旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区）
	⑨大屋土原線沿線地区（→P56～57）	
景観形成地区	⑩今魚店金谷線沿線地区（→P58～59）	地区の特徴的な景観の保存及び形成が必要な区域
	⑪維新の里地区（→P60～61）	
	⑫明木地区（→P62～63）	

### 〔建築物の基準に関する共通事項〕

- 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定によるものとする。図による解説は参考資料③（→P82）を参照。
- 既存建築物で高さ制限を超えているものは、建替時に基準の高さに適合するよう求められるが、居住権の保存等のやむを得ない理由がある場合は、既存の高さまでの建築は認められる。
- 公益性が高い施設で、病院・健康福祉施設及びこれらに類する建築物は、景観に十分配慮されることを条件として、景観審議会の審議を経て、市長が認める場合には、高さ制限を超えて建築することができる。

※1 伝統的建造物群保存地区内の行為については、届出を要しないため、本計画においては景観形成基準を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤（→P84）とする。

※2 国指定史跡地区内の行為については、届出を要しないため、本計画においては景観形成基準を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤（→P84）とする。

## ①堀内地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたきのあるものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣等 （建築物に付属するものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等、門扉の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> <li>・原則として、以下のいずれかとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2) ブロック塀とするときは、白漆喰調等の塗装やモルタル塗装仕上げを行うか、化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> <li>(3) 金属製の柵を設置する場合は、色彩はこげ茶色や黒色とする。</li> </ol> </li> <li>・公道等から望見できない柵、塀、垣等については、上記(1)～(3)によらないこともできる。</li> </ul>
門 （建築物に付属するものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、石等の自然素材や化粧ブロック等により築造する。</li> <li>・やむを得ず原則によることができない場合は、こげ茶色や黒色の金属も使用できる。</li> </ul>
門扉 （建築物に付属するものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、こげ茶色や黒色の金属製のもの、又は木製のものとする。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とし、歴史的風合いを出すようにする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
日よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>

- ※ 「公道等から望見できない柵、塀、垣等」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域のものとする。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

## ウ 土地の形質の変更

景観形成基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整地を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を講じる。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林等がある場合は保存するように努める。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土の量は少なくするとともに、のり面整正は土羽とするように努める。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。この場合、擁壁等のコンクリートによる構造物は、黒色粉を混ぜて石風の風合いを出すことや、化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、擁壁の緑化等を行うように努める。</li> <li>・のり面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木の植栽等必要な緑化措置を講じる。</li> <li>・広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものは除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 0.3ha 以上であるときは、敷地面積の 20% 以上の敷地を緑化し、道路や海岸・河岸に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うように努める。</li> </ul>

## エ 木竹の伐採

景観形成基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最小限にとどめ、木竹はできるだけ保存に努める。</li> <li>・高さ 1m での幹が直径約 10cm 以上のものや、高さが約 5m 以上のは、できるだけ伐採しない。</li> <li>・現存する高木の剪定を行う場合は、高さ 4m より低くしない。</li> <li>・一団となって生育する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないように考慮する。</li> <li>・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽等に努める。</li> </ul>

## オ 公衆観覧用夜間照明

項目	景観形成基準
交通施設照明	・安全を保つため周囲の状況が認識できる照度を確保しながらも、過度な照度としない。
屋外施設照明 (駐車場、公園、 運動場等)	・天空や施設以外への漏れ光がないように努める。
建造物等の照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込むとともに、控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止する。</li> <li>・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように設置角度に十分配慮する。</li> </ul>
広告照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、間接照明とし、発光式、反射式の素材はできるだけ使用しない。</li> <li>・点滅灯、回転灯の類は使用しない。</li> <li>・光源はまちなみとの調和に配慮した色とし、点滅はさせない。</li> </ul>
その他	・サーチライト、レーザー光線等の投光器は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。

## ②今魚店地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを13m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

### ③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

#### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

#### ④大照院周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

##### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>・既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>・町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>・下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>・公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>・上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>・公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>・ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑤藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線、又は石積護岸の内側（河川管理境界）より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>原則として、棟が藍場川と平行となるようにする。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

- ①の規定に加え、藍場川に橋を架ける場合は、原則として次のいずれかとする。
  - (1) 木、石等の自然素材を使用する。
  - (2) コンクリート製とする場合は、表面の石貼り、コンクリートへ黒色粉を混ぜる等の措置を講じる。
  - (3) 金属製とする場合は、色彩をこげ茶色や黒色とする。

### ウ 土地の形質の変更

- ①の規定と同じ。

### エ 木竹の伐採

- ①の規定と同じ。

### オ 公衆観覧用夜間照明

- ①の規定と同じ。

## ⑥南明寺境内及び参道地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から 10m 以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相 N）、薄茶色（色相 YR、明度 7 以上、彩度 2 以下）、その他の色は明度 4 以下、彩度 2 以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

#### **イ 工作物の建設等**

①の規定と同じ。

#### **ウ 土地の形質の変更**

①の規定と同じ。

#### **エ 木竹の伐採**

①の規定と同じ。

#### **オ 公衆観覧用夜間照明**

①の規定と同じ。

⑦藍玉座跡土塀地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

#### イ 工作物の建設等

- ①の規定と同じ。

#### ウ 土地の形質の変更

- ①の規定と同じ。

#### エ 木竹の伐採

- ①の規定と同じ。

#### オ 公衆観覧用夜間照明

- ①の規定と同じ。

## ⑧土原新川線沿線地区（都市景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠	・形態意匠は整然としたものとし、奇抜なものはさける。
位置	・できるだけ道路より後退する。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。 ・周囲のまちなみとの調和にも配慮する。
高さ	・最高の高さは市道東萩駅無田ヶ原線以北が 20m以下、それ以外は 16m以下とする。ただし、勾配屋根とするために規定の高さを超える場合は、軒の高さまでを規定の高さ以下とする。
屋根	・原則として、5/10 以下の勾配屋根、又は陸屋根とし、資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下とする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
外壁	・資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下で光沢のないものとする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
照明	・原則として、間接照明とする。 ・点滅式照明は使用しない。 ・ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。
建築設備等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。 ・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。 ・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。
差し掛け等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
敷地の緑化	・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。 ・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。 ・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。ただし、延床面積 500 ㎡以下の建築物が、都市計画道路「土原新川線」から 20m 以上後退して建築される場合は、当該重点景観計画区域の届出対象行為とはしない。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣、門、門扉等 (建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等、門扉の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物(建築設備を除く)の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
日よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> </ul>

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑨大屋土原線沿線地区（都市景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠	・形態意匠は整然としたものとし、奇抜なものはさける。
位置	・できるだけ道路より後退する。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。 ・周囲のまちなみとの調和にも配慮する。
高さ	・最高の高さは樁大橋以南が 20m以下、それ以外は 16m以下とする。ただし、勾配屋根とするために規定の高さを超える場合は、軒の高さまでを規定の高さ以下とする。 ・川島地区においては、都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により高さが 10m以下とされているので、10m以下とする。
屋根	・原則として、5/10 以下の勾配屋根、又は陸屋根とし、資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下とする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
外壁	・資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下で光沢のないものとする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
照明	・原則として、間接照明とする。 ・点滅式照明は使用しない。 ・ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。
建築設備等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。 ・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。 ・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。
差し掛け等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
敷地の緑化	・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。 ・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。 ・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。

※ 当該重点計画区域において、藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）と重複している区域においては、藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）の景観形成基準に従う。

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。ただし、延床面積 500 ㎡以下の建築物が、都市計画道路「大屋土原線」から 20m 以上後退して建築される場合は、当該重点景観計画区域の届出対象行為とはしない。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑧の規定と同じ。

### ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

### エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑩今魚店金谷線沿線地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材を問わず、3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>色彩は、黒色、ねずみ色（色相N）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材は問わない。</li> <li>色彩は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下で光沢がないものとする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、外壁を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣等(建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> <li>・原則として、以下のいずれかとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)生垣、板塀、土塀等とする。</li> <li>(2)ブロック塀とするときは、化粧ブロック又はモルタル塗装等仕上げとする。</li> <li>(3)金属製の柵を設置する場合は、色彩はこげ茶色や黒色等の落ち着いたものとする。</li> </ol> </li> <li>・公道等から望見できない柵、塀、垣等については、上記(1)～(3)によらないこともできる。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物(建築設備を除く)の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
目よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> </ul>

※ 「公道等から望見できない柵、塀、垣等」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域のものとする。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色(色相N)、薄茶色(色相YR、明度7以上、彩度2以下)、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

## エ 木竹の伐採

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最小限にとどめ、木竹はできるだけ保存に努める。</li> <li>・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽等に努める。</li> </ul>

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

## ⑩維新の里地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	原則として、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資材を問わず、3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>色彩は、黒色、ねずみ色（色相N）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材は問わない。</li> <li>色彩は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下で光沢がないものとする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、外壁を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑩の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

## エ 木竹の伐採

⑩の規定と同じ。

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

## ⑫明木地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伝統的な建物及び歴史的風致と調和したものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみの連続性と調和したものとする。ただし、既存建築物の建直しの場合は、既存の位置に建築することもできる。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のとおりとする。</li> <li>(1)3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>(2)原則として、赤茶色の和型瓦葺きとする。民家でやむを得ない場合は、銀黒や黒色の和型瓦とすることもできる。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）や板葺き、杉皮葺き、桧皮葺きとすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず赤茶色（色相9R～5YR、明度5以下、彩度10以下）のものを使用することもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> <li>※寺院や神社については古来の伝統的様式とする。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> <li>※寺院や神社については古来の伝統的様式とする。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> <li>25坪以上の納屋は、原則として上記の屋根、外壁の基準を適用する。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑩の規定と同じ。

### ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

### エ 木竹の伐採

⑩の規定と同じ。

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

参考資料①：建築物の基準に使われている語句の説明



参考資料②：建築物の施工例



銀黒色の和瓦葺きで切妻平入りによる勾配屋根



焼杉による外壁

ねずみ色のサイディングボードによる外壁



ねずみ色のスレート和瓦葺きで寄棟による勾配屋根

植栽による敷地の緑化

白色のサイディングボードによる外壁



黒色のセメント和瓦葺きで切妻平入りによる勾配屋根

## 2. 一般景観計画区域

### (1) 届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化と調和した景観を形成するためには、一般景観計画区域においても、建築行為等について適切な誘導を行うことが重要である。

そこで、次の行為をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

#### ①建築物

##### a 大規模建築物

以下に該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、過半の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

高さ13mを超えるもの、又は延床面積500㎡を超えるもの

##### b その他建築物

以下に該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- ・屋根、外壁にけばけばしい色彩を使用するもの
- ・外観にイルミネーション、派手な飾り、絵等の装飾を恒常的に施すもの
- ・一般的な屋根（入母屋、寄棟、切妻、片流れ、陸屋根等）以外の特異な屋根を持つもの
- ・円形等の特異な形態のもの

#### ②工作物

以下に該当する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、過半の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- ・擁壁類で高さが2mを超え、かつ、見付面積が20㎡を超えるもの
- ・その他の工作物で高さ13mを超えるもの、又は総水平投影面積が500㎡を超えるもの（平成31年7月1日施行）

#### ③開発行為

- ・3,000㎡以上の宅地造成

- ※ けばけばしい色彩とは、マンセル色票において川内地区、川外都市計画区域A地区、同B地区はR(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相で彩度5以上のもの、その他の色相で彩度3以上のもの、その他の地区は彩度5以上のものをいう。
- ※ 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとする。
- ※ 「その他の工作物で高さ13mを超えるもの」について、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。

## (2) 景観形成基準の内容

区域の名称		区域の内容
①商業地区(P68～70)		用途地域における商業地域及び近隣商業地域 ※東萩駅周辺地区、重点景観計画区域を除く
②川内地区(P71～73)		商業地区を除く松本川、橋本川内の三角州区域
川外都市計画区域	③東萩駅周辺地区(P74～75)	東萩駅及びその周辺区域
	④A地区(P76～77)	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域 ・商業地区を除く椿地域の市街地 ・玉江の一部
	⑤B地区(P78～79)	東萩駅周辺地区、A地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域
⑥市街地周辺地区(P80～81)		東萩駅周辺地区、A地区、B地区を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外

### 〔建築物の基準に関する共通事項〕

- 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとする。図による解説は参考資料③(→P82)を参照。
- 既存建築物で高さ制限を超えているものは、建替時に基準の高さに適合するよう求められるが、居住権の保障等のやむを得ない理由がある場合は、既存の高さまでの建築は認められる。
- 公益性が高い施設で、病院・健康福祉施設及びこれらに類する建築物は、景観に十分配慮されることを条件として、景観審議会の審議を経て、市長が認める場合には、高さ制限を超えて建築することができる。

①商業地区における景観形成基準

ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは 20m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために 20mを超える場合は、軒の高さを 20m以下とする。この場合、勾配は 6/10 以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10 以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度 4 を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温热水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩及び照明の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・高さは、原則建物の最高高さ以下とする。</li> <li>・色彩は、原則色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・照明は原則として間接照明とし、点滅式やネオンは使用しない。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、鉄塔、その他これらに類するもの、記念塔、電波塔その他これらに類するもの及び高架水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化用空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
彫像等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠とし、派手な色彩としない。</li> <li>・周辺の修景緑化を図る。</li> </ul>
送電線鉄塔、携帯電話鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ山頂や山稜、尾根、又は山麓の平地には設置しない。</li> <li>・山稜の近くでは、稜線を崩さないよう、尾根からできるだけ低い位置に設置する。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

項目	景観形成基準
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物・飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・壁面、構造等の意匠は、できるだけ周辺景観と調和するようにし、外部に設ける配管類は目立たないようにする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
アミューズメント・パーク等の遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感や違和感を軽減し、修景緑化用に空地を確保するため、敷地境界からできるだけ後退する。</li> <li>・既に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活用する。これが困難な場合は、周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・外周部には、遊戯設備の規模に応じた樹木で、周辺との緩衝緑地となるような植栽を行う。</li> </ul>
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠色彩とする。</li> </ul>

## ウ 開発行為

内容	景観形成基準
造成地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな造成地とするため、法定基準より多くの緑地を設けるよう努める。</li> <li>・低木だけの植栽とせず、できるだけ中高木の植栽も行い、潤いのある緑地を設ける。</li> <li>・樹種の構成や樹木の配置にも配慮する。</li> </ul>
柵、塀、垣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製の柵やフェンスを設置する場合は、色彩は色相を問わず彩度4以下とする。</li> <li>・塀を設置する場合は、原則として以下のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2) ブロック塀とするときは、表面にモルタル塗装等を施す。または化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> </ol> </li> </ul>
のり面等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等をする場合には、既存樹木をできるだけ保存し、活用する。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土に伴い、のり面が生じる場合には、適切な植栽を行う。</li> <li>・原則として、擁壁等のコンクリート構造物は、黒色粉を混ぜて自然石の風合いを出すことや化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、壁面の緑化等による修景を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の区域においては、継続的な景観形成ができるよう、できる限り地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定を定める。</li> </ul>

## ②川内地区における景観形成基準

### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは16m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために16mを超える場合は、軒の高さを16m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> <li>都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により、高さが10m以下と規制されている地区は、それに従う。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>

項目	景観形成基準
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩及び照明の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・高さは、原則建物の最高高さ以下とする。</li> <li>・色彩は、原則色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・照明は原則として間接照明とし、点滅式やネオンは使用しない。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、鉄塔、その他これらに類するもの、記念塔、電波塔その他これらに類するもの及び高架水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化用空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
彫像等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠とし、派手な色彩としない。</li> <li>・周辺の修景緑化を図る。</li> </ul>
送電線鉄塔、携帯電話鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ山頂や山稜、尾根、又は山麓の平地には設置しない。</li> <li>・山稜の近くでは、稜線を崩さないよう、尾根からできるだけ低い位置に設置する。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

項目	景観形成基準
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物・飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・壁面、構造等の意匠は、できるだけ周辺景観と調和するようにし、外部に設ける配管類は目立たないようにする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
アミューズメント・パーク等の遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感や違和感を軽減し、修景緑化用に空地を確保するため、敷地境界からできるだけ後退する。</li> <li>・既に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活用する。これが困難な場合は、周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・外周部には、遊戯設備の規模に応じた樹木で、周辺との緩衝緑地となるような植栽を行う。</li> </ul>
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠色彩とする。</li> </ul>

## ウ 開発行為

内容	景観形成基準
造成地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな造成地とするため、法定基準より多くの緑地を設けるよう努める。</li> <li>・低木だけの植栽とせず、できるだけ中高木の植栽も行い、潤いのある緑地を設ける。</li> <li>・樹種の構成や樹木の配置にも配慮する。</li> </ul>
柵、塀、垣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製の柵やフェンスを設置する場合は、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。</li> <li>・塀を設置する場合は、原則として以下のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2)ブロック塀とするときは、表面にモルタル塗装等を施す。または化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> </ol> </li> </ul>
のり面等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等をする場合には、既存樹木をできるだけ保存し、活用する。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土に伴い、のり面が生じる場合には、適切な植栽を行う。</li> <li>・原則として、擁壁等のコンクリート構造物は、黒色粉を混ぜて自然石の風合いを出すことや化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、壁面の緑化等による修景を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の区域においては、継続的な景観形成ができるよう、できる限り地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定を定める。</li> </ul>

### ③川外都市計画区域（東萩駅周辺地区）における景観形成基準

#### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは 30m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために 30mを超える場合は、軒の高さを 30m以下とする。この場合、勾配は 6/10 以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10 以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度 4 を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

#### イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

#### ウ 開発行為

①の規定と同じ。

#### ④川外都市計画区域（A地区）における景観形成基準

##### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは20m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために20mを超える場合は、軒の高さを20m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

#### イ 工作物の建設等

②の規定と同じ。

#### ウ 開発行為

②の規定と同じ。

⑤川外都市計画区域（B地区）における景観形成基準

ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは16m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために16mを超える場合は、軒の高さを16m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> <li>都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により、高さが10m以下と規制されている地区は、それに従う。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあっては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあっては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>

項目	景観形成基準
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

②の規定と同じ。

## ウ 開発行為

②の規定と同じ。

## ⑥市街地周辺地区における景観形成基準

### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく低いものとする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度4以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度4を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

#### イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

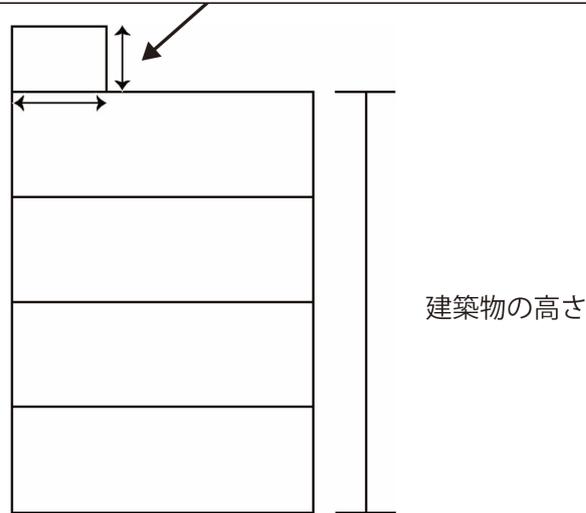
#### ウ 開発行為

①の規定と同じ。

**参考資料③：建築物の高さの算定方法及び中高層建築物の勾配屋根の特例**

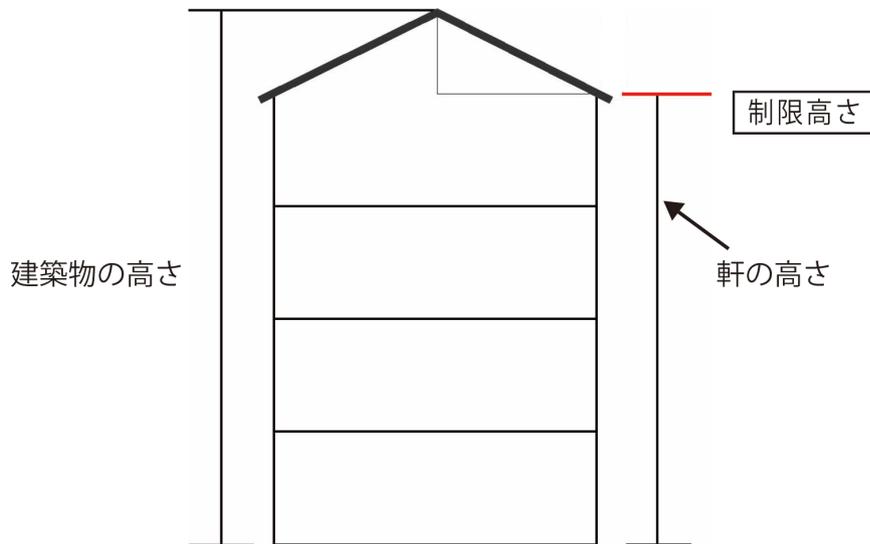
**A：屋上部分の高さへの算入**

屋上部分の面積が建築物の建築面積の 1/8 以内で高さ 12m又は 5m以内（※）であれば、屋上部分の高さに算入しない



※都市計画の用途地域のうち、第一種、第二種低層住居専用地域では 5m以内、それ以外の用途地域では 12m以内となる。

**B：勾配屋根とするために制限高さを超える場合の高さの捉え方**



勾配は 6/10 以下（重点景観計画区域・都市景観形成地区は 5/10 以下）

参考資料④：「その他建築物」の参考例

■一般景観計画区域の届出対象行為となる「その他建築物」の例



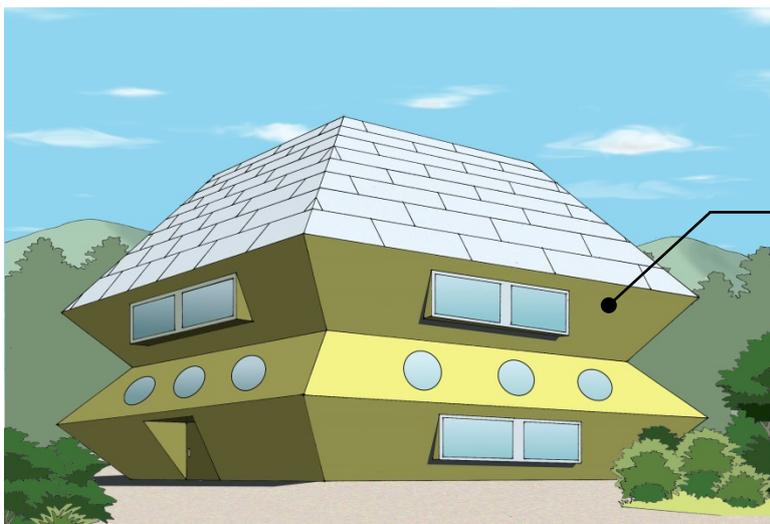
けばけばしい色彩を使用した外壁



特異な形態をした建築物

けばけばしい色彩を使用した外壁

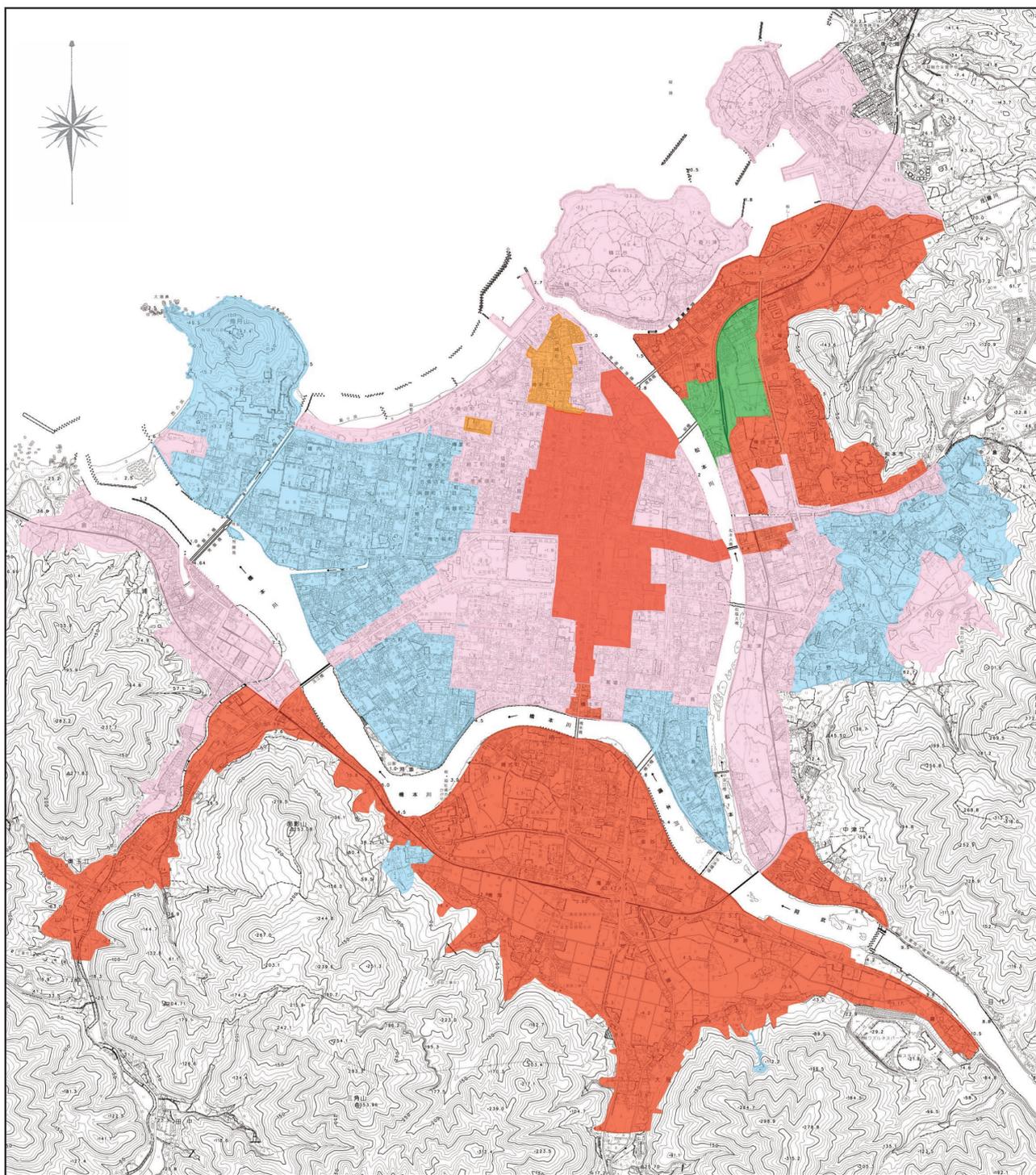
派手な装飾を施した外壁



特異な形態をした建築物

### 参考資料⑤：建築物の高さ制限

本市の建築物の高さ制限については、この景観計画及び都市計画用途の第一種低層住居専用地域の高さ規制により、下図のように区分される。



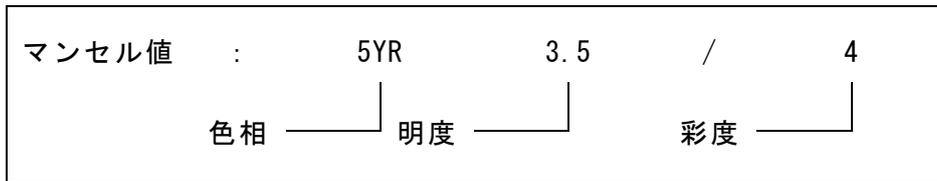
建築物の高さ制限区分	
	30m以内
	20m以内
	16m以内
	13m以内
	10m以内

## 参考資料⑥：色彩の表示について

本計画書ではこの中で国際的な色の尺度であるマンセル表色系を色彩表示に用い、マンセル値によって色彩基準の表示をしています。

色彩は、白や黒といった無彩色と、赤や青といった有彩色に分けられます。有彩色は、いくつかの色味に分けることができ、これを「色相」といいます。また、無彩色も有彩色も明るさの違いがあり、これを「明度」といいます。さらに、有彩色ではあざやかさの違いがあり、これを「彩度」といいます。これら「色相」、「明度」、「彩度」をまとめて色の三属性といい、それぞれを記号と数値で表すことにより、1つの色を特定することができます。例えば、茶色はマンセル値では 5YR3.5/4 の記号で表されます。

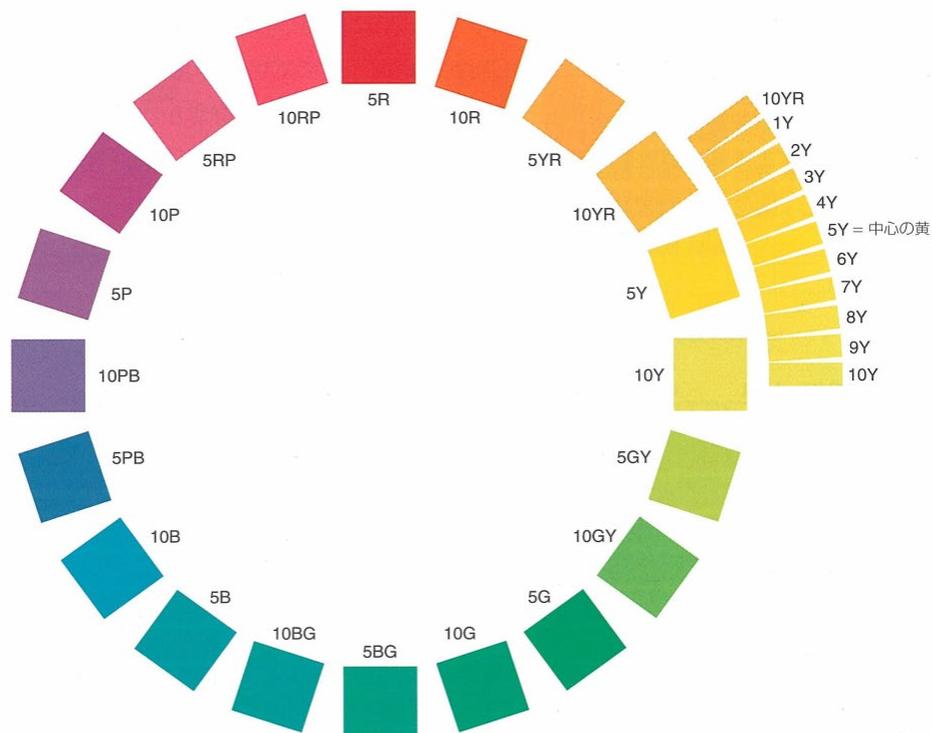
### ■マンセル値の見方



### ■色相（色味）

マンセル色彩体系の色相は、R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つを基本にして、それぞれ両隣にある色との関係を組み合わせたR、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RPの10色相で表します。さらに、1つの色相が10分割されているので、全色相が100あります。これが、赤、黄、黄緑というような色味の様相をみる度合いになっています。JIS 標準色票は、各色相を4分割(2.5/5/7.5/10)した40色相が用意されています。

### ○マンセル色相環



### ■明度（明るさの度合い）

マンセル表色系では、明度、つまり明るさの度合いは、白から黒の間にグレーを置き、白が 10、黒を 0 として 11 段階に設定されています。ただし、10 は完全な白を、黒の 0 は完全な黒を意味しますが、このような白や黒はありえないので普通は白が 9.5、黒が 1.0 という設定になっています。よって明度は 1.0～9.5 の数値で表し、数値が大きいほど明るい色を示します。

（次頁の色相断面図を参照してください。）

### ■彩度（あざやかさの度合い）

マンセル表色系の色相環に置かれる色は、代表色相の純色です。純色とは、もっともあざやかな色で、その純色と無彩色との間の度合いを彩度といいます。よって純色が各色相の最高彩度となり、彩度の数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。

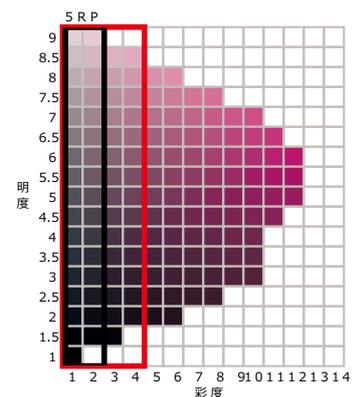
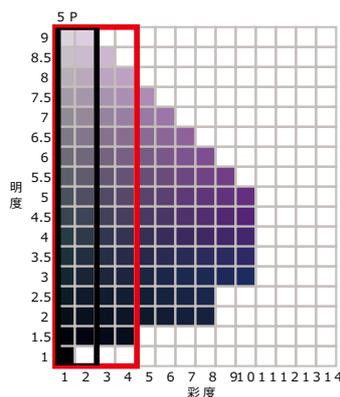
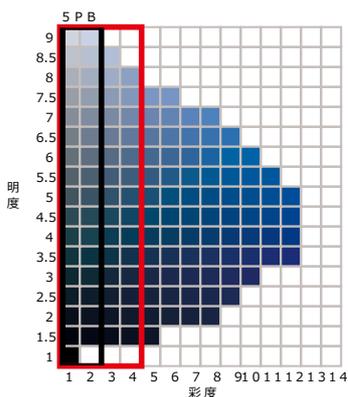
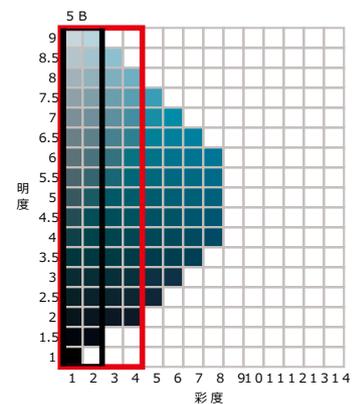
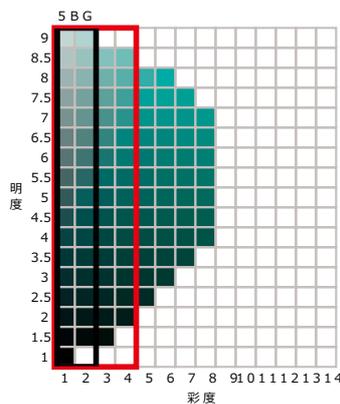
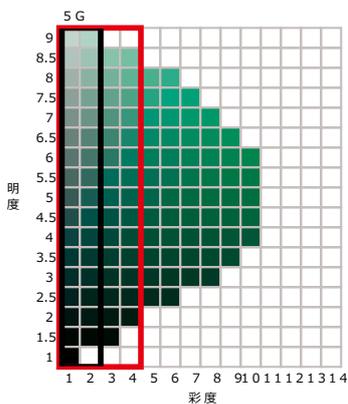
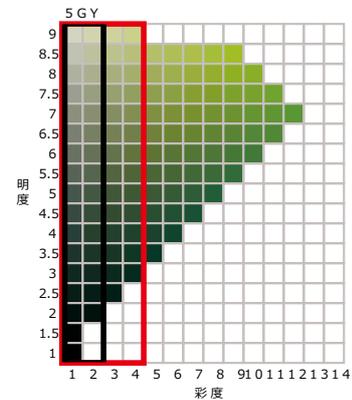
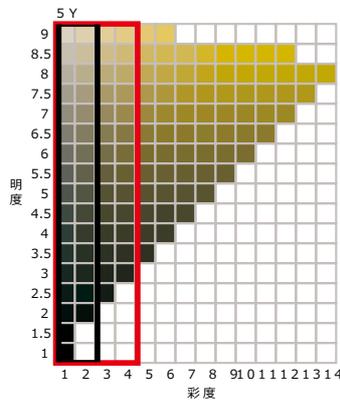
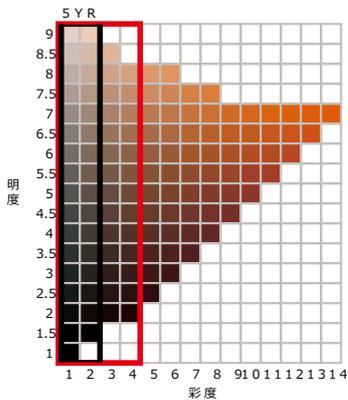
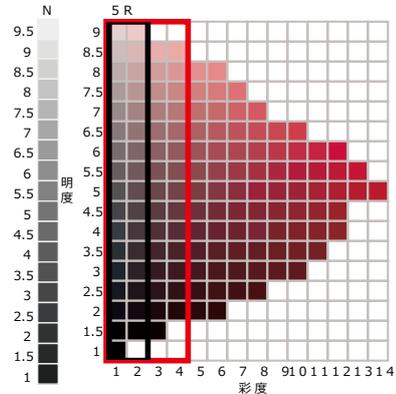
純色の位置は色相によって異なり、R、YR、Y などの色相では高彩度に、G、BG、B では R、YR、Y などの色相より低彩度になっています。

（次頁の色相断面図を参照してください。）

## ○等色相断面図

色彩基準の参考図として示しております。有彩色については、各色相の代表色相である 5 をとりあげており、縦軸が明度、横軸が彩度を示しています。なお、本断面図は印刷によるもので、正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

- ・断面図中の赤枠の範囲は、彩度 4 以下の色彩、黒枠の範囲は、彩度 2 以下の色彩となります。
- ・一般景観計画区域で届出が必要な大規模建築物等は、商業地区、東萩駅周辺地区、市街地周辺地区においては、屋根や外壁に彩度 4 以下の色彩が使用でき、その他の地区においては彩度 2 以下の色彩が使用できます。
- ・一般景観計画区域で届出を必要としない建築物は、商業地区、東萩駅周辺地区、市街地周辺地区においては、屋根や外壁に彩度 5 未満の色彩が使用でき、その他の地区においては R (赤)、YR (橙)、Y (黄) 系の色相で彩度 5 未満、その他の色相で彩度 3 未満の色彩が使用できます。



## 参考資料⑦：携帯電話鉄塔等の工作物について

### 1 届出について

一般景観計画区域で、高さが13mを超える場合は、届出対象とする。

### 2 立地について

位置は、重点景観計画区域でないこと。その他、萩市の都市景観に多大な影響を及ぼす場所でないこと。(原則として、三角州内、三角州周辺平地及び河岸は多大な影響があると認識している。選定候補地の位置図、交渉結果等も添付すること。)

原則として、山腹又は山麓に設置し、山の稜線より高くない位置とすること。

### 3 高さについて

原則として、各地域の建築物の高さ制限以下とし、高さ制限のない地域では、高さは30m(避雷針を含む。)を限度とすること。また、幹線道路から望見できないよう配慮すること。

やむを得ず、幹線道路から至近距離(概ね100m以内)に設置する場合は、高さ15m以下とする。

なお、高さが15mを超える場合は、アドバルーン等での現地調査(萩市の立会)を基に、高さを判断する。

### 4 形式について

原則として、ポール形式とする。構造上、やむを得ずトラス形式等となる場合は、スリム形式(幅1.5m以下。)とする。

### 5 鉄塔部の色彩について

原則として、立地に即してダークブラウン、ダークグレー、ダークグリーン等で、周辺環境に馴染むような色彩とし、光沢のないものとする。(金具等を含む。)

	ダークブラウン	ダークグレー	ダークグリーン
マンセル値	5YR2/1	N5.5	5G3/7

### 6 鉄塔の建設に伴い設置する機器収容箱、フェンス等の色彩について

原則として、立地の環境に即してダークブラウン、アイボリー、グレー系のいずれかとする。

また、フェンス等に必ず緊急連絡先を表示すること。

※ その他提出資料

- ・ 撮影位置図 (バルーン等調査写真又は合成写真を添付。)
- ・ 新設アンテナのエリア図
- ・ 電力の供給ルート図
- ・ 鉄塔等の色見本等